

羽曳野市の物価高騰対策

水道基本料金の減免と支援金の交付を実施します

水道料金の基本料金を半年間サポート

水道料金の基本料金（635 円＋消費税／月）を、次のとおり減免します。

○令和 7 年 9 月～12 月（4 カ月間）の検針に係る請求…基本料金（最大 2,794 円）

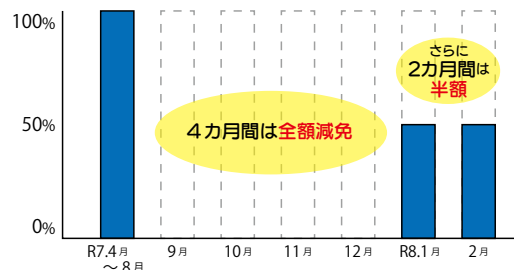
○令和 8 年 1 月・2 月（2 カ月間）の検針に係る請求…基本料金の半額（最大 698 円）

※当事業は申請不要です。減免金額を差し引いた額で請求させていただきます。

◆注意事項

- ・減免実施期間中の「水道使用水量等のお知らせ」には、基本料金の減免後の金額が記載されます。
- ・今回の減免のために、水道局から訪問したり、銀行やコンビニの ATM へ誘導したりすることはありません。もしこのような事例があった場合は詐欺の疑いがありますのでご注意ください。

令和 7 年度水道料金（基本料金部分）



羽曳野給水以外の世帯に支援金を交付

令和 7 年 9 月から令和 8 年 2 月までの期間において、次の①②どちらにも該当する方

①羽曳野市内に住所を有する方、または事務所等がある事業者

②羽曳野市以外の水道事業者（藤井寺水道センター等）と給水契約を結んでいる方

◆支援金額

最大 3,492 円（月間基本料金 635 円×5 カ月分＋消費税分）

◆申請期間

令和 7 年 10 月 1 日(木) から 令和 8 年 3 月 2 日(月)まで

◆申請方法

必要書類を「羽曳野市水道局 水道料金お客様センター」へ提出してください。（窓口申請・郵送申請どちらも可）

※申請締切日以降の申請は一切受付できませんので、ご注意ください。

◆交付時期

令和 8 年 3 月中



↑詳しくはこちら

問合せ：水道局総務課



中学校給食の全員喫食が 2 学期から始まります

○給食の内容は？

主食（ごはん・パン）、副食（おかず 3～4 品）、牛乳（200 ml）がそろった給食です。

○献立は？

市の小学校と同様の内容を基本としながら、中学生の栄養バランスを考え、市の栄養士、栄養教諭等が作成します。食材料も、小学校と同じ方法により調達し、安全・安心な食材の確保に努めます。

○調理・配送は？

市立中学校 5 校は、市が審査・選定のうえ契約した民間の調理委託事業者が、義務教育学校（後期課程）は市の学校給食センターが、それぞれ学校給食の厳しい衛生管理基準に基づき調理等を行います。

○どのように提供されるの？

学校給食は、これまでのランチボックス方式ではなく、保温・保冷性のある食缶に入って学校の配膳室に届きます。教室では、生徒が食器に盛り付け、みんなでいただきます。

○給食費は？

保護者負担額は、1 食あたり 300 円です。（ただし、物価高騰などによる食材費の不足分やその他の学校給食の運営に必要な経費は市が負担します。）

給食費の支払い方法は、中学校を通さず、保護者から市に口座振替により納入していただく公会計になります。



※給食イメージ



市の特産品「碓井碗豆」を使ったコロッケ（24 ページに碓井碗豆プロジェクトに関する記載があります。）

問合せ：食育・給食課